

平成30年度 冬期間における 雇用保険適用関係業務の取扱いについて

根室公共職業安定所中標津分室

◎ この案内は1事業所に1部のみ送付しています。同一事業所内で複数の部署に分かれて雇用保険の手続を行っている場合は、それぞれの部署にも本書の内容をお知らせ願います。

下記取扱期間中の資格喪失届等の確認業務を円滑に行うため、次のとおり取扱いますのでご協力をお願いします。

	ハローワーク中標津
取扱期間	平成30年11月19日(月)～平成31年1月11日(金)
窓口混雑予想日時	毎週火・木曜日の9:00～10:30の間、及び 11月28日(水) 12月19日(水) 12月25日(火) 1月4日(金) 1月8日(火)
年末年始の取扱日	年末最終日 12月28日(金) 年始開始日 1月4日(金)

◎ 上記取扱期間に雇用保険適用関係の手続きのために来所される際は、

- ① 前日までに「届出の予約」をお願いします。
届出の種類・件数、来所予定日時をお申し付けください。
- ② 届出の予約は、電話で9:00～17:00の間にお申し込みください。
- ③ 雇用保険の失業認定などにより、上記の窓口混雑予想日時において、待ち時間が長くなる場合がありますのでご了承ください。

■ 留意事項

1 労働保険料(雇用保険料)滞納整理の実施

労働保険料の滞納がある事業所については、離職票の交付を一時保留する場合があります。

また、納付期限を過ぎて保険料を納付した事業所については、領収書を持参願います。

2 資格取得届の提出もれ、氏名・生年月日・資格取得日等の点検について

例年、離職票の交付時期になりますと、資格取得届の提出もれ、氏名・生年月日・資格取得日等の訂正の相談があります。これらの処理は、確認作業に時間を要し、窓口の待ち時間にも影響しますので、事前に被保険者に関する届出等の再確認をお願いします。また、資格取得日以前より雇用しているにもかかわらず、雇入れ当初から資格取得の届出をされていない例が多く見受けられます。雇用保険の加入については、試用期間・見習い期間・研修期間なども対象となりますのでご留意願います。

誤り等を発見した場合には、速やかに訂正等の手続きを行ってください。